

付 議 第 6 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする者（免許法施行規則第18条の5の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者を除く。）」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

3 免許法施行規則第18条の5の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、別表第2に定めるところによる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条関係)

受けようとする免許の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	最低修得単位数				
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目
				教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
			各教科の指導法	道徳の指導法			
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	/	7	1	2	/
	中学校教諭普通免許状	1	/	7	/	2	/
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2	/	2	/
		2	5	1	/	2	/
	高等学校教諭普通免許状	1	/	1	1	1	3
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1	/	1	/	2	6

- 注 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 この表における教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号から第3号までに規定する修得方法の例による。
- 3 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第18条の4の各教科の指導法の単位の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。
- (1) 各教科の指導法の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。

- ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 - イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。
- (2) 各教科の指導法の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
- ア 3の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 - イ 4の教科の指導法を修得するときは、1以上の教科の指導法についての2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。
 - ウ 5以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

別記第9号様式中

「
教諭の氏名
」

を

「
教諭の職名
及び氏名
」

に改める。

別記第12号様式から別記第13号様式の3までを次のように改める。

第12号様式 (第28条関係)

(教育職員) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について (教育職員) 教諭特別免許状を授与する。

記

年 月 日

高知県教育委員会

印

番号

根拠規定

教育機関名

卒業又は修了の年月日 年 月 日

有効期間の満了の日 年 月 日

備考

第13号様式 (第28号関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について (教育職員) 助教諭免許状を授与する。

記

年 月 日

高知県教育委員会 印

番号

根拠規定

基礎資格

教育機関名

卒業又は修了の年月日 年 月 日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間高知県において効力を有する。

備考

第13号様式の2 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより左記の教科について(教育職員) 助教諭免許状を有するものとみなす。

記

年 月 日

高知県教育委員会

印

番号

根拠規定

基礎資格

教育機関名

卒業又は修了の年月日

年 月 日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間高知県において効力を有する。

備考

第13号様式の3 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより左記の教科について (教育職員) 助教諭免許状を授与する。

記

年 月 日

高知県教育委員会

印

番号

根拠規定

基礎資格

教育機関名

卒業又は修了の年月日 年 月 日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間高知県において効力を有する。

備考

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

(1) 教育職員免許法施行規則の改正（第14条及び別表第2）

平成28年4月1日に教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）が施行され、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験1年ごとに3単位を修得したものとみなす（最低修得単位数の半数を限度とする。）こととされた（改正後の教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）第18条の2関係）。教職経験年数により修得したものとみなされた単位の削減後の具体的な単位修得方法については、半数まで削減した場合の修得方法を施行規則で規定した上で、それ以外の場合の修得方法については、都道府県の教育委員会規則で定めることとされた（施行規則第18条の4及び第18条の5）ため、所要の改正を行うものである。

(2) 事務処理の効率化（別記第9号様式）

免許教科外の教科教授担任の許可承認手続きを行うに当たり、申請者が許可対象者であるかを容易に判断するために、必要な様式の改正を行うものである（別記第9号様式）

(3) 免許状の発行事務で使用するシステムの変更（別記第12号様式から別記第13号様式の3まで）

高知県教育委員会では、教員免許状の発行事務の際、免許状の種類に応じて「高知県独自の免許発行システム」と「全都道府県教育委員会共用の免許管理システム」を併用しているが、費用対効果を考慮し、「全都道府県教育委員会共用の免許管理システム」1本で事務処理することとするため、必要な様式の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 幼稚園教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合に、小学校等での教職経験に応じた削減後の単位の修得方法を規定する（別表）。

- (2) 小学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合に、中学校等での教職経験に応じた削減後の単位の修得方法を規定する（別表）。
- (3) 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合に、高等学校等での教職経験に応じた削減後の単位の修得方法を規定する（別表）。
- (4) 免許教科外の教科教授担任許可申請書に、職名欄を設ける等様式を改正する（別記第9号様式）。
- (5) 「全都道府県教育委員会共用の免許管理システム」で免許状を発行するために、当該システムから出力される様式に改正する（別記第9号様式及び別記第12号様式から別記第13号様式の3まで）。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

本則

(単位の修得方法)

第14条 免許法第6条第1項から第3項まで又は附則第9項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者(免許法施行規則第18条の5の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者を除く。)の単位の修得方法は、別表第1に定めるところによる。

2 免許法第5条の2第3項の規定により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者の単位の修得方法は、別表第1に定めるところによる。

3 免許法施行規則第18条の5の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、別表第2に定めるところによる。

別表第1(第14条関係)

略

別表第2(第14条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加入する年数	最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
			教科又は教職に関する科目		

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

本則

(単位の修得方法)

第14条 免許法第6条第1項から第3項まで又は附則第9項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、別表に定めるところによる。

2 免許法第5条の2第3項の規定により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者の単位の修得方法は、別表に定めるところによる。

別表(第14条関係)

略

				各科の指 導法	道徳の指 導法		
小学校 教諭二 種免許 状	幼稚園教諭普 通免許状	1	/	7	1	2	/
	中学校教諭普 通免許状	1	/	7	/	2	/
中学校 教諭二 種免許 状	小学校教諭普 通免許状	1	7	2	/	2	/
	高等学校教諭 普通免許状	2	5	1	/	2	/
高等学 校教諭 一種免 許状	小学校教諭普 通免許状(二 種免許状を除 く。)	1	/	1	1	1	3
		1	/	1	/	2	6

注1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

2 この表における教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号から第3号までに規定する修得方法の例による。

3 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第18条の4の各教科の指導法の単位の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 各教科の指導法の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。

ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法

についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

(2) 各教科の指導法の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。

ア 3の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 4の教科の指導法を修得するときは、1以上の教科の指導法についての2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

ウ 5以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

設置者
所在地
学校名
学校長

印

教育職員免許法附則第2項の規定により免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭等と連署のうえ下記のとおり申請します。

免許教科外担任者及び教科

教諭の氏名	印	免許教科外の担任		担任理由→下記参照 (該当する番号を○ で囲むこと。なお、 3に該当する場合は 別紙に真体例を記載 すること。)
		教科	週担任 時間数	
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3

【担任理由】 *1人につき1つだけ選ぶこと。

1. 当該科目の免許状を所有する教員がいないため。
2. 当該科目の免許状を所有する教員はいるが、教員数が不足しているため。
3. その他

設置者
所在地
学校名
学校長

印

教育職員免許法附則第2項の規定により免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭等と連署のうえ下記のとおり申請します。

免許教科外担任者及び教科

教諭の職名 及び氏名	印	免許教科外の担任		担任理由→下記参照 (該当する番号を○で 囲むこと。なお、3に該 当する場合は別紙に真 体例を記載すること。)
		教科	週担任 時間数	
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3
			H 年 月 日から H 年 月 日まで	1・2・3

【担任理由】 *1人につき1つだけ選ぶこと。

1. 当該科目の免許状を所有する教員がいないため。
2. 当該科目の免許状を所有する教員はいるが、教員数が不足しているため。
3. その他

(新)

第12号様式 (第28条関係)

(教育職員) 教諭特別免許状

本籍地

出身

年 月 日

本籍地

氏 名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員) 教諭特別免許状を授与する。

記

記

年 月 日

高知県教育委員会 印

番号

出身学校・教育機関

卒業(修了)年月日

備考

高知県教育委員会 印

番号

役 与 条 件	
出身学校・教育機関	
卒業(修了)年月日	
備考	

- 注 1 (教育職員) は、学校(幼稚園を除く。)の種類を記入するものとする。
- 注 2 その他については、免許法施行規則の別記様式の記載注意を準用する。

(旧)

第13号様式 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を授与する。

記

年 月 日

高知県教育委員会 印

番号

授 与 条 件	
出身学校・教育機関	
卒業(修了)年月日	
備考	

- 注1 (教育職員)は、小学校、中学校、高等学校のごとく記入するものとする。
- 注2 その他については、免許法施行規則の別記様式の記載注意を準用する。

(新)

第13号様式 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を授与する。

記

高知県教育委員会 印

番号

出身学校・教育機関

卒業(修了)年月日

備考

注1 (教育職員)は、小学校、中学校、高等学校のごとく記入するものとする。

注2 その他については、免許法施行規則の別記様式の記載注意を準用する。

備考

(旧)

第13号様式の2 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を有するものとみなす。

記

年 月 日



高知県教育委員会 印

番号

授与条件	
旧令による免許状の種類	
取得年月日	
備考	

注 記載方法については、別記第13号様式の例によるものとする。

(新)

第13号様式の2 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

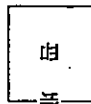
本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を有するものとみなす。

記



高知県教育委員会 印

番号

授与条件

旧令による

免許状の種類

取得年月日

備考

注 記載方法については、別記第13号様式の例によるものとする。

備考

(旧)

第13号様式の3 (第28条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

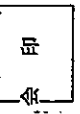
本籍地
氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法施行法第2条の定めるところにより(下記の教科について)
(教育職員) 助教諭免許状を授与する。

記

年 月 日



高 知 果 教 育 委 員 会 印

番 号

授 与 条 件	
旧令による免許状の 種類又は卒業学校名	
取得又は卒業年月日	
備 考	

注 記載方法については、別記第13号様式の例によるものとする。

(新)

第13号様式の3 (第28条関係)

(教 育 職 員) 教 諭 免 許 状

本籍地
氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法施行法第2条の定めるところにより(下記の教科について)
(教育職員) 教諭免許状を授与する。

記



高 知 果 教 育 委 員 会 印

番 号

授 与 条 件

旧令による免許状の
種類又は卒業学校名

取得又は卒業年月日

備 考

注 記載方法については、別記第13号様式の例によるものとする。

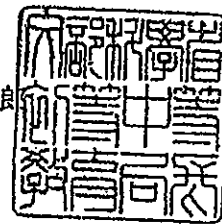
27文科初第1737号

平成28年3月31日

各 都 道 府 県 知 事
 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
 各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
 各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
 各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
 各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 19 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 市 区 町 村 の 教 育 委 員 会 の 長
 各 国 公 私 立 大 学 長
 各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
 大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
 大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
 大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
 放 送 大 学 学 園 理 事 長
 各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
 文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
 免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の
 公布について (通知)

このたび、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令 (平成28年文部科学省令第20号)」(以下「改正省令」という。)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることになりました。

改正省令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

第1 改正省令の概要

1. 義務教育学校の創設に関する改正

(1) 教職経験に応じた免許状取得必要単位数の軽減

教育職員免許法別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととしたこと。(改正後の教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)(以下「施行規則」という。)第18条の2関係)

なお、単位数を軽減する際に評価できることとなる、授与を受ける免許状に関する教職経験は、改正省令の施行日以降のものに限ること。

改正内容の詳細は以下のとおり。

- ・教職経験1年毎に3単位を修得したものとみなす(最低修得単位数の半数を限度とする。)(施行規則第18条の2)
- ・授与を受ける免許状に関する教職経験とは、授与を受ける免許状に関連のある学校(例えば、中学校の教諭の免許状の取得の場合、中学校併設型小学校、中学校、義務教育学校、中高一貫型高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部)における教職経験とする。(施行規則第18条の2)
- ・削減後の具体的な修得方法については、半数まで削減した場合の修得方法を規定した上で、それ以外の場合の修得方法については、都道府県の教育委員会規則で定めることとする。(施行規則第18条の4及び第18条の5)※別紙参照
- ・単位数を減じた場合であっても、施行規則第18条の2表備考は準用されること。

(2) 中学校又は高等学校の教諭の免許状所有者による小学校等の指導範囲の拡大(施行規則第66条の3関係)

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校において担任できる範囲(現在は教科指導等に限定)として、道徳及び特別活動を加えることとしたこと。この場合、任命権者又は雇用者は、当該教員に必要な研修を実施するよう努めなければならないこととしたこと。

なお、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合に大学において修得することを要する教職に関する科目において、「道徳の指導法」が必修とされていないことから、高等学校教諭の免許状を有する者が小学校において指導を行う際には、特に「道徳の指導法」に関する研修を行うことが望ましいこと。

(3) 義務教育学校の創設に伴う規定の整備

義務教育学校の創設に伴う、規定の整備を行ったこと。

2. 高等学校等専攻科等からの大学への編入学に関する改正

教職課程を有する大学が適当であると認めた場合に、免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目の単位とすることができる科目を修得することが可能な課程として、高等学校等の専攻科（修業年限が2年以上の課程に限る。）や専修学校専門課程（修業年限が2年以上の課程に限る。）を追加して定めるとともに、大学が適当と認めることができる単位数の限度等を定めることとしたこと。（施行規則第26条及び66条の7関係）

3. 免許法認定通信教育の実施主体の拡大

これまで大学にしか認められていなかった免許法認定通信教育（以下、「通信教育」という。）について、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所にも開設を認めることとし、その質の向上等のために必要な規定の整備を行ったこと。（施行規則第46条関係）

なお、整備した規定は以下のとおり。

- ・通信教育の適切な水準の確保に努めること。（施行規則第46条第2項）
- ・通信教育の講師は大学の教員又はこれに準ずる者でなければならないこと。（施行規則第46条の2）
- ・大学が認定を受けようとするときは、学則を添付しなければならないこと。（施行規則第48条第2項）
- ・通信教育の開設者は、通信教育の実施状況等について報告しなければならないこと。（施行規則第50条）

4. 特別免許状の授与に当たって、授与権者が意見を聴く者の弾力化

特別免許状の授与に当たって授与権者が意見を聴く者について、これまで大学の学長又は学部長、学校の校長等としていたが、大学の学長又は学部長に準ずる者、学校の校長に準ずる者であってもよいこととするなどの弾力化を行うこととしたこと。（施行規則第65条の4関係）

- ・学長又は学部長に準ずる者として、元学長・副学長又は元学部長・副学部長等を想定していること。
- ・学校の校長に準ずる者として、元校長・副校長・教頭等を想定していること。

5. 免許状更新講習の選択必修領域の追加

免許状更新講習の選択必修領域に、「教科横断的な視点からの教育活動の改善

を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組」(いわゆる、「カリキュラム・マネジメント」)及び「学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善」(いわゆる、「アクティブ・ラーニング」)を加えることとしたこと。(免許状更新講習規則第四条関係)

なお、これらの追加される事項を取り扱う免許状更新講習の開設者においては、これらの事項の意義や基本的な考え方について、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会「論点整理」(平成27年8月26日)などを参照の上、講習内容を検討すること。

6. 国家戦略特別区域限定保育士の創設に伴う改正

国家戦略特別区域限定保育士の創設に伴う規定の整備を行ったこと。

7. その他の改正

その他必要な改正を行ったこと。

第2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとしたこと。

第3 その他

(1) 教育委員会規則の整備について

改正省令により教育委員会規則で定めることとされる単位の修得方法については、公布日以降速すみやかに各都道府県教育委員会において整備すべきであるが、公布日の翌日が施行日であることに鑑みると、施行日までには整備されなければならないものではないこと。

(2) 教育職員免許法別表第8に規定する在職年数について

① 在職年数に含めることが可能な教職経験

有する免許状に係る学校における在職年数に加えて、授与を受けようとする免許状に係る学校における在職年数を換算できるよう取り扱って

いる都道府県においては、今回の改正省令により授与を受けようとする免許状に係る学校における在職年数を評価する仕組みが規定されたことを踏まえ、有する免許状に係る学校における在職年数について換算するよう、運用を改めること。ただし、有する免許状に係る学校と授与を受けようとする免許状に係る学校に兼務発令を受け、双方の学校で勤務する場合には、有する免許状に係る学校における在職年数として換算できるものとする。

② 経過措置を設けることについて

上記の変更を行う都道府県においては、教員免許状の授与を希望する者に不利益が生じないように、必要に応じて、3年程度の経過措置期間を設けること。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

電話：03-5253-4111(内線：2453)

小学校教諭二種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法 モデルケース

	10単位のケース					7単位のケース					5単位のケース				
	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② ①③の間											2	1	1	1	-
パターン③ 少ない科目を履修 ここまでは許容	2	2	2	2	2	2	2	2	1	-	2	2	1	-	-
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	-	-	3	2	-	-	-

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令【概要】

義務教育学校の創設等に関し、下記のとおり教育職員免許法施行規則等を改正する。

1. 義務教育学校の創設に関する改正

(1) 教職経験に応じた免許状取得必要単位数の軽減

教育職員免許法別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととする。

- 教職経験1年毎に3単位を修得したものとみなす（最低修得単位数の半数を限度とする）。
- 授与を受ける免許状に関する教職経験とは、授与を受ける免許状に関連のある学校（例えば、中学校の教諭の免許状の取得の場合、中学校、義務教育学校、中高一貫型高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部等）における教職経験とする。
- 削減後の具体的な修得方法については、半数まで削減した場合の修得方法を規定した上で、それ以外の場合の修得方法については、都道府県の教育委員会規則で定めることとする。

【教育職員免許法施行規則目次、第18条の2、第18条の4、第18条の5、第66条】

(2) 中学校又は高等学校の教諭の免許状所有者による小学校等の指導範囲の拡大

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校において担任できる範囲（現在は教科指導に限定）として、道徳及び特別活動を加える。この場合、任命権者又は雇用者は、当該教員に必要な研修を実施するよう努めなければならないこととする。

【教育職員免許法施行規則第66条の3】

(3) 義務教育学校の創設に伴う規定の整備

義務教育学校の創設に対応し、必要な規定の整備を行う。

【教育職員免許法施行規則第6条、第7条、第65条の4、第65条の7、第68条、第69条、第69条の3、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第3条、免許状更新講習規則第9条】

2. 高等学校等専攻科からの大学の編入学に関する改正

(1) 大学の判断により教科に関する科目として単位認定ができる課程の拡大

教職課程を有する大学が適当であると認めた場合に、免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目の単位とすることができる科目を修得することが可能な課程として、高等学校の専攻科（修業年限が2年以上の課程に限る。）等を追加して定めるとともに、大学が適当と認めることができる単位数の限度等を定めることとする。

【教育職員免許法施行規則第26条、第66条の7】

3. 免許法認定通信教育の実施主体の拡大等に関する改正

(1) 免許法認定通信教育の実施主体の拡大

これまで大学にしか認められていなかった免許法認定通信教育について、（独）国立特別支援教育総合研究所にも開設を認めることとする。

【教育職員免許法施行規則第46条】

(2) 免許法認定通信教育に関する必要な規定の整備

免許法認定通信教育に関して、その質の向上等のために必要な規定の整備（適切な水準の確保の努力義務、講師の要件、文部科学大臣への報告の義務等）を行う。

【教育職員免許法施行規則第28条、第37条、第39条、第41条、第42条、第46条、第46条の2、第48条、第49条、第49条の2、第53条、附則第22項】

4. その他の改正

(1) 特別免許状の授与に当たって、授与権者が意見を聴く者の弾力化

特別免許状の授与に当たって授与権者が意見を聴く者について、これまで大学の学長・学部長、学校の校長等に限定されていたが、これらに準ずる者であってもよいこととするなどの弾力化を行うこととする。

【教育職員免許法施行規則第65条の4】

(2) 免許状更新講習の選択必修領域の追加

免許状更新講習の選択必修領域に、「教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組」及び「学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善」を加えることとする。

【免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）】

(3) 国家戦略特別区域限定保育士の創設に伴う規定の整備

国家戦略特別区域限定保育士の創設に対応し、必要な規定の整備を行う。

【教育職員免許法施行規則附則第7項、第8項、免許状更新講習規則第9条】

(4) その他

その他所要の改正を行う。

【教育職員免許法施行規則第6条、第65条の10、第66条の3、免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）】

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号) 別表第八 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	六
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	一三
	中学校教諭普通免許状	三	一二
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	一四
	高等学校教諭普通免許状	三	九
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	三	一二
備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。			